

## 労働者派遣法に基づく情報公開

当社では常用雇用の正社員を派遣する「労働者派遣事業」を行っております。  
労働者派遣法第23条第5項及び同法規則第18条の2第3項に基づき、マージン率等について公開します。

事業所の名称 東京本店

- ① 派遣労働者の数： 318 名（令和5年6月1日現在）
- ② 派遣先事業所数： 177 社（令和3年7月1日～令和4年6月30日）
- ③ 労働者派遣に関する料金の額の平均額： 23,592 円
- ④ 派遣労働者の賃金の額の平均額： 15,279 円
- ⑤ マージン率： 35.2%（令和3年7月1日～令和4年6月30日）

※マージン率には、営業利益の他、下記(1)～(5)にかかる経費が含まれています

## (1)法定福利費(会社負担分)

(雇用保険、労災保険、健康保険、厚生年金保険、介護保険料等)

## (2)派遣労働者が取得する有給休暇に充当した費用

## (3)営業・管理・採用等、事業運営に当たる労働者の人件費

## (4)教育研修費、資格取得支援

## (5)管理費用(事務所費・通信費・求人費等)

## (6)営業利益

- ⑥ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等  
労使協定の締結の有無：有(協定の有効期限の終期：令和6年3月31日)  
労使協定の対象となる派遣労働者の範囲：全ての派遣労働者
- ⑦ キャリア・コンサルティング窓口 連絡先：03-6661-9234  
a.エンジニアリング部（営業） b.人材開発部
- ⑧ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

教育訓練の内容	対象者	実施主体	実施方法	賃金支給	本人費用負担
入社時研修	新規採用者	訓練機関	Off-JT	有	無
職能別・職種転換・ 階層別研修	1年以上雇用された方	当社／訓練機関	OJT/Off-JT	有	無

- ① 派遣労働者の数： 69 名（令和 5 年 6 月 1 日現在）
- ② 派遣先事業所数： 45 社（令和 3 年 7 月 1 日～令和 4 年 6 月 30 日）
- ③ 労働者派遣に関する料金の額の平均額： 20,248 円
- ④ 派遣労働者の賃金の額の平均額： 13,737 円
- ⑤ マージン率： 32.2%（令和 3 年 7 月 1 日～令和 4 年 6 月 30 日）

※マージン率には、営業利益の他、下記(1)～(5)にかかる経費が含まれています

(1)法定福利費(会社負担分)

(雇用保険、労災保険、健康保険、厚生年金保険、介護保険料等)

(2)派遣労働者が取得する有給休暇に充当した費用

(3)営業・管理・採用等、事業運営に当たる労働者の人件費

(4)教育研修費、資格取得支援

(5)管理費用(事務所費・通信費・求人費等)

(6)営業利益

- ⑥ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等  
 労使協定の締結の有無：有（協定の有効期限の終期：令和 6 年 3 月 31 日）  
 労使協定の対象となる派遣労働者の範囲：全ての派遣労働者
- ⑦ キャリア・コンサルティング窓口 連絡先：06-6455-1113  
 a.エンジニアリング部（営業） b.人材開発部
- ⑧ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

教育訓練の内容	対象者	実施主体	実施方法	賃金支給	本人費用負担
入社時研修	新規採用者	訓練機関	Off-JT	有	無
職能別・職種転換・ 階層別研修	1年以上雇用された方	当社／訓練機関	OJT/Off-JT	有	無